

# 学校法人ノースアジア大学役員及び評議員の報酬等支給規程

(理事会確認日：令和7年5月30日)

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人ノースアジア大学（以下「法人」という。）寄附行為第57条第1項に基づき、役員及び評議員の報酬等について必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤理事とは、法人において勤務することが常態である理事長及び副理事長をいう。ただし、次号に規定する職員理事に該当する者を除く。
- (3) 職員理事とは、法人において職員（学園長、学長、校長を含む。）として勤務する理事をいう。
- (4) 非常勤理事とは、第2号及び第3号以外の理事をいう。
- (5) 職員評議員とは、法人において職員（学園長、学長、校長を含む。）として勤務する評議員をいう。
- (6) 報酬等とは、報酬、賞与、日当、役員等退職慰労金その他の役員又は評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であつて、学校法人ノースアジア大学給与規程、学校法人ノースアジア大学退職金規程及び学校法人ノースアジア大学退職慰労金規程に基づくものを含まない。
- (7) 費用とは、役員又は評議員として職務の執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものをいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員及び評議員に支給する報酬等は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 常勤理事には、報酬等を支給する。報酬月額は、別表第1に掲げる額とする。
- (2) 職員理事には、学校法人ノースアジア大学給与規程を適用し、報酬等については、役員等退職慰労金のみ支給する。
- (3) 非常勤理事、監事及び評議員（職員評議員を除く。）に対しては、会議等出席の都度、別表第2に掲げる日当を支給し、退任時は役員等退職慰労金を支給する。
- (4) 職員評議員には、学校法人ノースアジア大学給与規程を適用し、報酬等は支給しない。

(常勤理事の報酬額の算定方法)

第4条 常勤理事に就任した場合は、就任の日を起算日として当該常勤理事の役職の報酬を支給する。退任した場合又は解任された場合は、当該日の前日ま

での報酬を支給する。

- 2 月の途中における就任、退任、解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日、祝日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(常勤理事の賞与)

第5条 常勤理事の賞与の額は、報酬月額を基準として、別表第3に定める率により算定した額とする。

(役員等退職慰労金の支給)

第6条 役員及び評議員(職員評議員を除く。以下この条、次条及び第8条において同じ。)が任期の満了又は辞任により退任したときは、その者に役員等退職慰労金を支給する。

- 2 役員及び評議員が死亡により退任した場合の役員等退職慰労金は、その遺族に支給するものとする。

(役員等退職慰労金の算定方法)

第7条 役員等退職慰労金の額は、次の各号のとおりとする。

(1) 理事及び監事 在任年数1年につき20,000円

(2) 評議員 在任年数1年につき10,000円

- 2 法人に特に功労があったと認められるときは、理事会の議を経て相当額を前項の額に加算することができる。

- 3 在任年数は就任の月から起算するものとし、その全月数を12で除したものを在任年数とする。この場合、残月数が6か月以上のときは1年とし在任年数に加え、6か月未満のときはこれを切り捨てる。

- 4 役員及び評議員が任期満了の日以後引き続いて再び同一の役員及び評議員に就任したときは、引き続き在任したものとして在任年数に通算する。

(報酬等の支給方法等)

第8条 報酬等の支給の時期は、次の各号に定める時期とする。

(1) 常勤理事の報酬 毎月25日

(2) 常勤理事の賞与 毎年6月及び12月

(3) 役員等退職慰労金 退任の日から1か月以内

(4) 非常勤理事、監事及び評議員の日当は、理事会及び評議員会の出席等、法人運営のための業務に当たった都度、当該業務に当たった日から1か月以内に支給する。

- 2 前項の支給日が休日又は土曜日にあたるときには、順次これを繰り上げて支給日とする。

- 3 報酬等は、本人の指定した金融機関等の本人名義の口座へ振り込む。ただし、本人の要請若しくは、承諾あるときは、直接本人に現金で支払うことができる。

- 4 前項の支払いにあたっては、法令で定められた掛金等については、これを控除する。

(旅費等)

第9条 役員及び評議員が職務執行のために出張した場合は、報酬等とは別に

旅費を支給する。

- 2 役員の旅費は、学校法人ノースアジア大学旅費規程又は学校法人ノースアジア大学海外出張旅費規程に定める学長の額を上限として、乗車券、航空券等の現物又は実費相当額を支給する。ただし、職員理事は、同規程の当該職の額を上限とする。
- 3 評議員の旅費は、学校法人ノースアジア大学旅費規程又は学校法人ノースアジア大学海外出張旅費規程に定める部長の額を上限として、乗車券、航空券等の現物又は実費相当額を支給する。ただし、職員評議員は、同規程の当該職の額を上限とする。
- 4 役員又は評議員が職務の執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(規程の作成、備え置き及び閲覧)

第10条 法人は、毎会計年度終了後3か月以内にこの規程を作成しなければならない。ただし、その内容に変更がない場合には、理事会においてこの規程の内容を確認した旨及び確認した日付を記載した書類を作成し公表する。

- 2 法人は、この規程を、当該会計年度に係る定時評議員会の日から、主たる事務所に5年間、その写しを従たる事務所に3年間、備え置かなければならない。ただし、この規程を電磁的記録で作成し、インターネットを通して従たる事務所において次項で定める閲覧請求に応ずることを可能とする措置をとっているときは、この限りでない。
- 3 法人は、何人からも請求があった場合には、正当な理由がある場合を除いて、この規程を閲覧に供しなければならない。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いた上で、理事会の議決により行う。

## 附 則

- 1 この規程は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第7条に規定する在任年数の計算は、この規程の施行前の在任期間を含めるものとする。
- 3 学校法人ノースアジア大学役員等退職慰労金支給規程（令和2年3月27日制定）及び学校法人ノースアジア大学役員等旅費規程（昭和55年7月1日制定）は、廃止する。

(※附則は最新附則のみ掲載)

別表第1（第3条第1号関係）

職名	報酬月額
理事長	1,600,000 円
副理事長	900,000 円

別表第2（第3条第3号関係）

会議等の種類	日当
理事会及び評議員会	非常勤理事 11,000 円
	監事 11,000 円
	評議員（職員評議員を除く。） 9,000 円
監事監査	監事 11,000 円
上記以外の会議等	非常勤理事 5,500 円
	監事 5,500 円
	評議員（職員評議員を除く。） 4,500 円

別表第3（第5条関係）

支給期	区分	支給率
6月賞与		1.50
12月賞与		1.70
支給額		報酬月額に加算額を加え、上記の支給割合を乗じて得た額とする。 加算額……報酬月額の $\frac{25}{100}$